

緊急事態宣言の内容

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- ・新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

- ・2年を超えない期間。ただし、1年延長可能
- ・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- ・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・区域の最小単位は**原則として都道府県の区域**を想定。2~3回に分けて日本全国を指定する場合や離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。



- 緊急事態宣言の対象区域にされた都道府県(**特定都道府県**)や市長村(**特定市町村**)は、各種措置(「緊急事態措置」)を講ずることが可能になる。
- 法令上、緊急事態措置を実施する主体は都道府県**知事**や**市町村長**。
- 緊急事態宣言が出たときは、**全ての**市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。(特措法第34条)